

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、情報の適時開示、独立性ある監査機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SOMPO Light Vortex株式会社	1,693,500	20.13
岡田 陽介	1,412,600	16.79
ヒューリック株式会社	432,945	5.15
株式会社インスパイア・インベストメント	430,400	5.12
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	347,200	4.13
SBI Ventures Two株式会社	347,200	4.13
株式会社NTTドコモ	326,100	3.88
VC Worldwide, Ltd.	269,900	3.21
富松 圭介	230,255	2.74
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1投資事業有限責任組合	208,900	2.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 邦裕	他の会社の出身者								○			
麻野 耕司	他の会社の出身者											
的野 仁	他の会社の出身者					○		○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 邦裕	○	田中邦裕氏は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長最高経営責任者であります。当社と会社とは、レンタルサーバーの利用において取引関係がありましたが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから独立性への影響はありません。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
麻野 耕司	○	――	事業会社でのビジネス経験及び経営経験を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
的野 仁		――	当社と業務提携しておりますSOMPOホールディングス株式会社に所属しており、保険事業、介護・シニア事業、それらのデジタル化に関する豊富な経験、幅広い見識を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桃原 隼一	公認会計士													
清水 琢磨	弁護士													
青山 正明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桃原 隼一	○	——	公認会計士としての業務経験を通じ、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
清水 琢磨	○	——	弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
青山 正明	○	——	上場会社での取締役や監査役を務める等、幅広い知見と経験を有していることから社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、社内取締役、従業員及び外部協力者に付与しております。
当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社外取締役に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において取締役会にて決定し、各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートは、コーポレート管理統括部にて行っており、会議資料の事前配布、補足説明等を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 取締役会
取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (2) 監査役会
監査役会は常勤1名と非常勤2名の監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催しております。
監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。社外監査役には公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、監査を行っております。
- (3) 会計監査人
当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。
- (4) 経営会議
経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成され、取締役会への付議事項や経営課題等を審議するとともに、日常の業務執行に関する協議、報告を行っております。経営会議は原則として毎月1回開催しております。
- (5) コンプライアンス・リスク管理委員会
コンプライアンス・リスク管理委員会は代表取締役CEO、コーポレート管理統括部責任者及び代表取締役CEOが指名する者で構成され、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた協議、及び事業を取り巻く様々なリスクの状況や対応状況の確認等を行っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は原則として毎年1回開催しております。
- (6) 内部監査
当社は独立した内部監査部署を設置していませんが、代表取締役CEOが任命する内部監査担当5名が業務監査を実施し、代表取締役CEOに対して監査結果を報告しております。なお、内部監査担当者は自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。代表取締役CEOは、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会が適切な経営の意思決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。
当社は、この体制が当社の取締役会の監督機能を強化し、経営の効率性・健全性・透明性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために有効であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が出席できるよう、集中日を避けた開催となるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点においては導入しておりませんが、今後の検討課題としてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点においては導入しておりませんが、今後の検討課題としてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点においては導入しておりませんが、今後の検討課題としてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRサイトに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を勘案して、検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回程度、代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を勘案して、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトに、決算情報、その他適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動はコーポレート管理統括部 経理財務グループにて担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、株主・投資家、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーに対して、当社に対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行う旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「テクノプレナーシップ」(テクノロジーとアントレプレナーシップに、リベラルアーツの意味もくわえて再定義した造語)の基本精神に基づき、SDGs(持続可能な開発目標)に取組む企業の目標達成を、事業活動を通じ支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時・適切な情報提供が重要であると認識しております。東京証券取引所が定める適時開示規則に則った開示はもちろんのこと、当社ホームページや決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下の通りであります。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス基本方針を定め、すべての取締役及び使用人が職務の執行にあたって法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - ・法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
 - ・取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ・職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査を実施する。
 - ・健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき適切に保存する。
 - ・取締役及び監査役が当該書類を閲覧できる体制を整備する。

- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の組織横断的なリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
 - ・取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - ・危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速な対応を行う。

- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行

が行われる体制を構築する。
・取締役会において事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

ホ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき使用人を配置する。
・当該使用人の監査補助業務については監査役会の指揮命令に従うものとする。
・当該使用人の人事考課、異動等については監査役会の同意を受けた上で決定する。

ヘ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
・報告を行った者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ト. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
・監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制を整備する。
・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除規程を定め、その基本姿勢として、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。
経常的な取り組みとしましては、新規取引先については、反社チェックツール等による情報収集を行っております。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い、反社会的勢力との関係排除に努めております。
取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

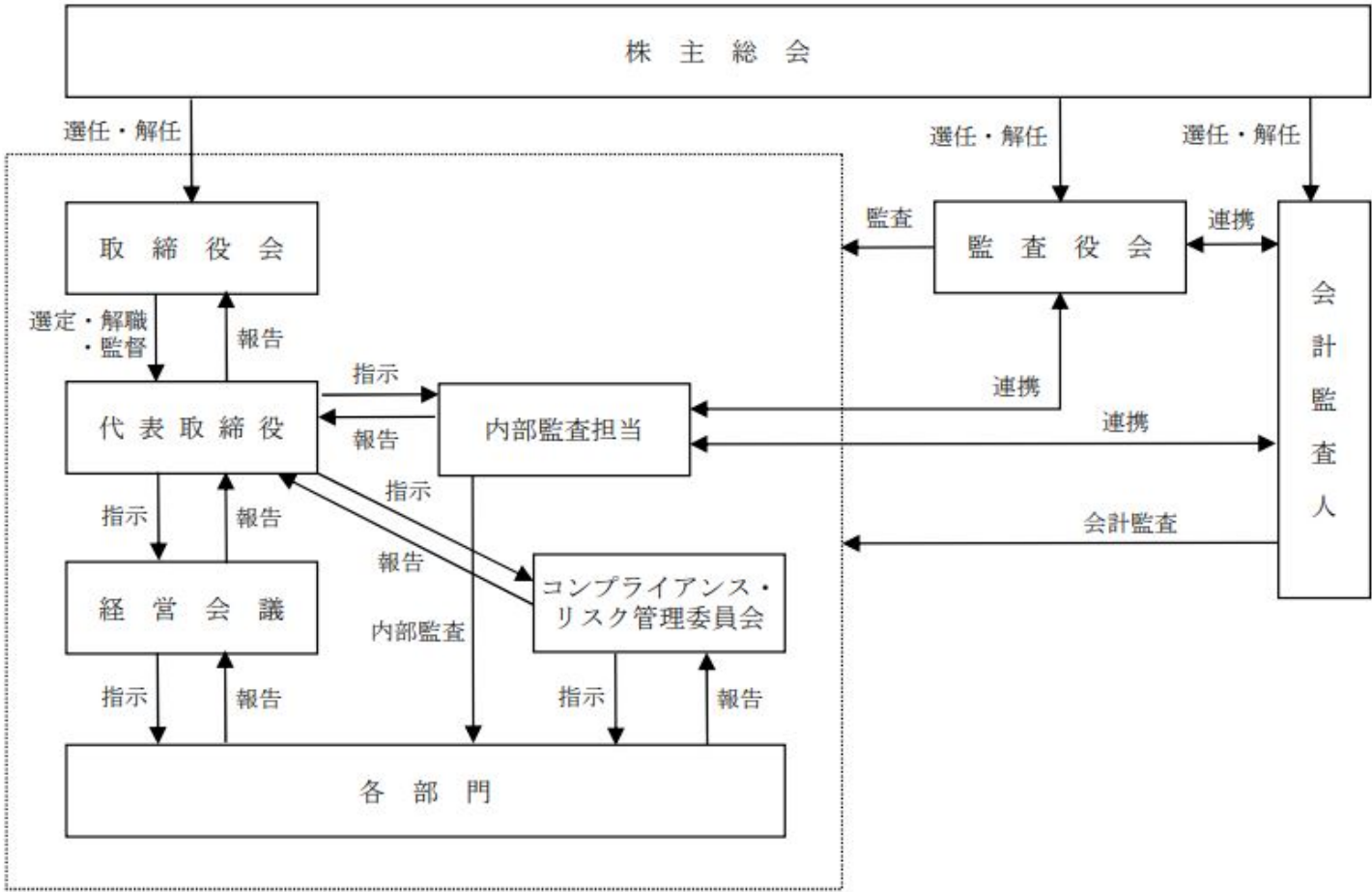
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

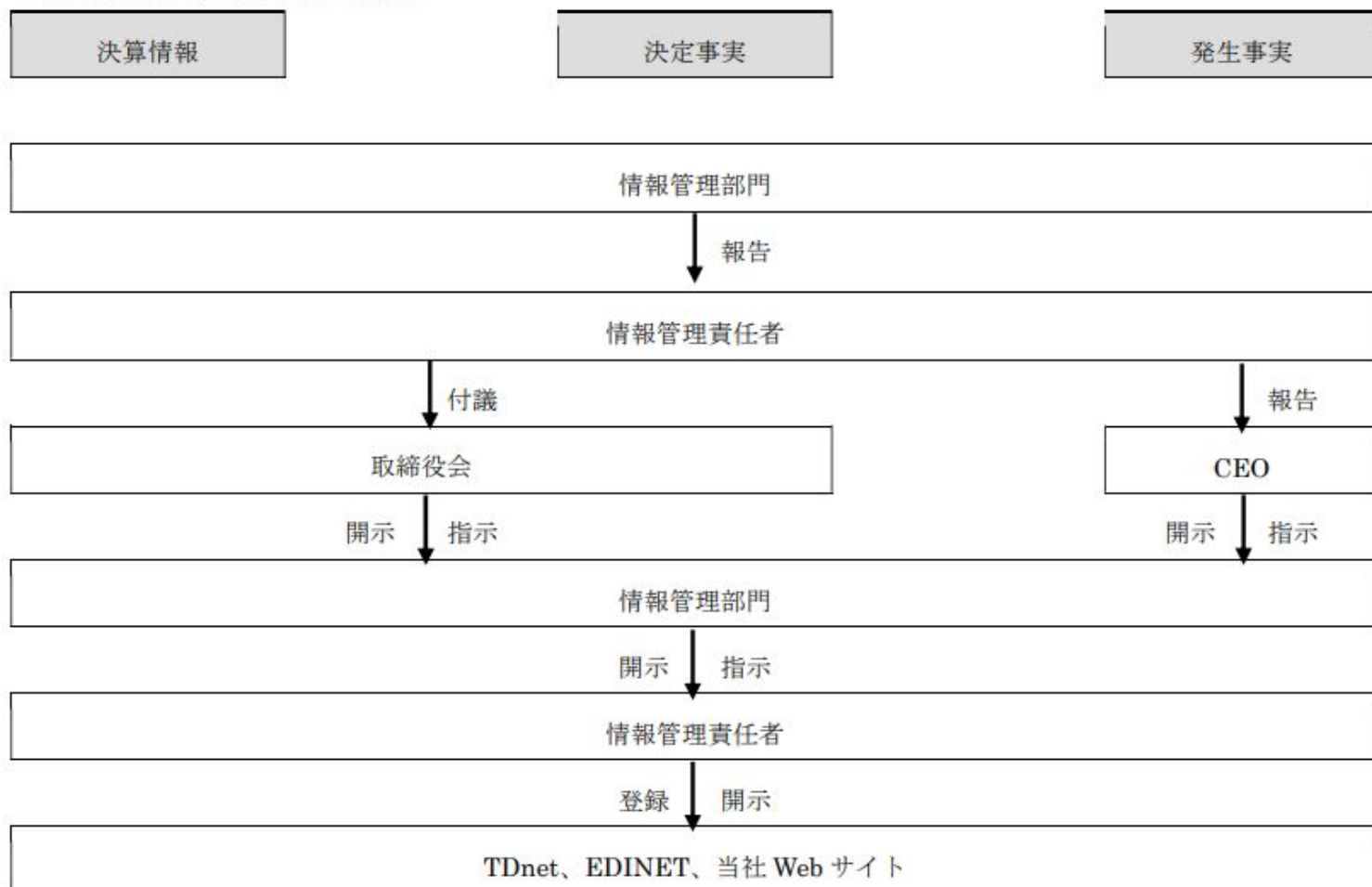
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制について、模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



（注）緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告。

以上